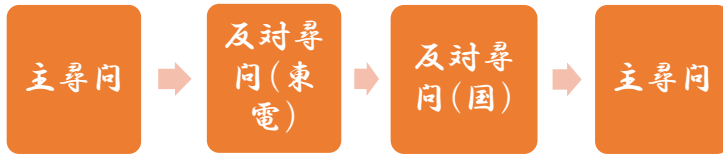


対策！ 反対尋問

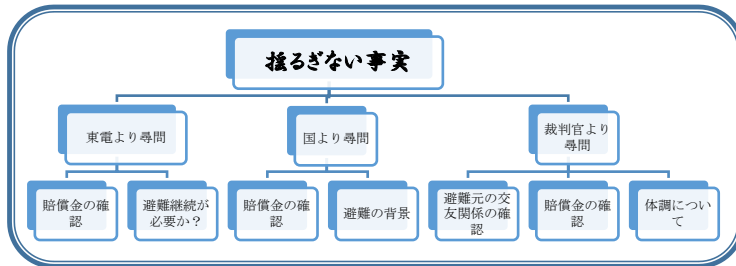
1. 本人尋問の流れ



第1回目の本人尋問は、代表者の尋問で一人1時間、左図の流れでした。

(法廷に立った原告：F、Yさん、Kさん、Kさん)

2. 原告一人一人が反対尋問を乗り越え、揺るぎない事実へと変えていく！



陳述書の範囲での反対尋問が行われています。

(陳述書内容の確認)

左図は、東電や国、裁判官から尋問があった主な内容です。賠償金はそれ

ぞれの原告への確認作業。また、『避難の権利』に対する重点的な切り崩し（質問）が投げかけられています。原告一人一人の発言が重なるほど揺るぎない事実につながっていきます。

3. 4原告の発言より。(印象的であり、共通していたもの)

- ・いつまで避難するつもりですか？→**事故前の線量**に戻ったら（帰ります）。
- ・避難するときの様子→**情報が少なく**、避難を決意しても不安がつきまどった。
- ・少ない情報の中、やっと取得した**情報が信用できるかわからなかった**。(わからない)
- ・**東電の態度、ずさんな管理体制**は、事故を起こす元凶である。
- ・**体調**、これから先の人生設計への不安。

4. 昼食会での出席原告さんの発言、感想より

○みんなの思いを受け止めています。いろいろな立場の原告で頑張って陳述していけたらいい！

○負けられない闘い。みんな体調を崩すことなく頑張りましょう！

○Yさんの意見より：空間線量測定データは把握しておいたほうが良いと思います。お手伝いできますから連絡ください。(Yさん連絡先：090〇〇〇)

Yさんのご家族：(ホッとした様子で「今日は、娘におやつをたくさん食べさせてあげたい！」)

○ダブルスタンダードは許せません。

○夫が原告。福島の方からの思いも届けたいと考えて、家族で相談したい。

◎genkoku MLにてKさんより感想報告をいただきました！

つつい長く言い訳(正当なことなだけど)を言いたくなってしまい止められてしまったので、きり返すときにスパッと短く、正当な理由を裁判官に印象付ける言葉をみつめておくといいのかな、と思いました。

5.MEMO

空間線量に関しては、4原告に共通した尋問内容です。東電側からの質問についておさらいしましょう。

質問 空間線量は毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ が基準（除染等の策定要件）とされているのはご存知ですか？

※線量の換算について 追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト (mSv) を、一時間あたりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルト (μSv) と考えられます。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）。毎時 0.19 マイクロシーベルト (μSv) \times (8時間 + 0.4×16 時間) \times 365日 = 年間1ミリシーベルト (mSv) ちなみに、毎時 $0.11\mu\text{Sv}$ が単純に空間線量を24時間 \times 365日で割り戻した場合の線量！

測定器で測定される放射線には、事故由来の放射性物質による放射線に加え、大地からの放射線（毎時 0.04 マイクロシーベルト (μSv)）が含まれます。このため、測定器による測定値としては、 0.19 (事故由来分) + 0.04 (自然放射線分) = 毎時 0.23 マイクロシーベルト (μSv) である場合、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト (mSv) になっています。が、内部被ばく量も、個々の生活パターンも無視した数値であります！

6. 弁護団 高木先生よりコメントをいただきました！

高木先生は、DVDでも反対尋問へのアドバイスをしています。期日後の記者会見でも想定内の反対尋問が多かったと意見されている高木先生から原告のみなさんへのコメントを披露します。DVDは必見なので、本人尋問の日までの確認してみてください！

Q あなたの周りの人は避難していませんね

あなたの御家族は避難に反対しているのですね

＝放射線による健康影響について気にすることは特異なことだ。

避難する必要性も相当性もない。

A 避難できるか否かは、人それぞれの条件次第。

避難したくても出来ない人は、たくさんいる。

家族と一緒に暮らしたいと考えることは当然のこと。

Q 子どもさんは避難先で元気に過ごしてらっしゃいますね

＝子どもさんは避難による精神的苦痛なんて感じていない。

だから、慰謝料は発生しない。

A 自らが置かれた状況に適応しようと頑張っているだけ。

避難元の友達、離れて暮らす家族、会いたいと思っているのは当然。

Q 避難元の方々との交流はありますか（裁判官）

＝コミュニティからの分断はあるのか

A 以前のような交流はないが、なんとか繋ぎとめようと努力している。（…第貳の巻に続く）

7. 第1回目を終えて…

期日前に、川中弁護団長からのお話が数回ありました。先生は、「たった一度の機会である」と。言いたくないこと、言わねばならぬこと。伝えなければならないこと。苦しいその胸の内をご自身のため、今後続く未来のために開く『時』です。文責 原発賠償京都訴訟原告 福島敦子 -第壹の巻-